

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 8月21日
【会社名】	株式会社大光
【英訳名】	O O M I T S U C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金森 武
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【電話番号】	( 0 5 8 4 ) 8 9 - 7 7 7 7 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼総務部長 秋山 大介
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【電話番号】	( 0 5 8 4 ) 8 9 - 7 7 7 7 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼総務部長 秋山 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成27年8月19日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

当社保有不動産の有効活用と環境負荷の低減のための太陽光等発電等事業への取り組みに備えて、事業目的を追加変更する。

「会社法の一部を改訂する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、監査等委員会設置会社へと移行するために、定款の一部を変更する。また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役について、責任限定契約を締結することができるようにするため、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、金森武、倭雅美、金森久、秋山大介、伊藤光、藤澤浩、高橋章夫及び小林秀幸を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、今井敦司、吉村有人及び前川弘美を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300百万円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	44,706	99	0	(注)1	可決(95.55%)
第2号議案	44,719	86	0	(注)2	可決(95.57%)
第3号議案				(注)3	
金森 武	44,700	105	0		可決(95.53%)
倭 雅美	44,699	106	0		可決(95.53%)
金森 久	44,695	110	0		可決(95.52%)
秋山 大介	44,696	109	0		可決(95.52%)
伊藤 光	44,699	106	0		可決(95.53%)
藤澤 浩	44,701	104	0		可決(95.53%)
高橋 章夫	44,685	120	0		可決(95.50%)
小林 秀幸	44,701	104	0		可決(95.53%)
第4号議案				(注)3	
今井 敦司	44,684	121	0		可決(95.50%)
吉村 有人	44,706	99	0		可決(95.55%)
前川 弘美	44,704	101	0		可決(95.54%)
第5号議案	44,651	154	0	(注)1	可決(95.43%)
第6号議案	44,653	152	0	(注)1	可決(95.43%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上